

目 次

教育委員会規則	
○北海道教育委員会規則等の公布等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則	1
教育長訓令	
○北海道教育委員会公報発行取扱手続の一部を改正する教育長訓令	2
告示	
○北海道教育委員会公報有償頒布規程を廃止する教育委員会告示	2
○教育職員免許状の失効について	3
○平成27年度北海道立高等学校入学者選抜学力検査日、推薦入学面接日及び合格発表日について	3
○平成27年度北海道立中等教育学校入学者選考検査日について	3

§ 公布された教育委員会規則のあらまし §

◆北海道教育委員会規則等の公布等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第1号）

- 趣旨
北海道教育委員会公報を電磁的方法により発行することとするため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容
(1) 北海道教育委員会公報を電磁的方法により発行することとし、発行の時期及び電磁的方法により発行できない場合の措置に関する規定を定めることとした（第6条関係）。
(2) 北海道教育委員会公報発行規則について所要の改正を行うこととした（附則第2項関係）。
- 施行期日
この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道教育委員会規則等の公布等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成26年3月18日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

北海道教育委員会規則第1号

北海道教育委員会規則等の公布等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道教育委員会規則等の公布等に関する教育委員会規則（昭和25年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（公報の発行）

第6条 教育委員会公報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に定めるものをいう。）により不特定多数の者が教育委員会公報に掲載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって別に定めるものとする。

2 前項に規定する方法による教育委員会公報の発行は、教育委員会公報に掲載すべき事項を道の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に道の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となった時に行われたものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により教育委員会公報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、書面をも

って発行することにより、これに代えることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この教育委員会規則は、平成26年4月1日から施行する。
（北海道教育委員会公報発行規則の一部改正）
- 2 北海道教育委員会公報発行規則（昭和26年北海道教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。
第2条を削る。
第3条の見出しを（発行）に改め、同条を第2条とする。
第4条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。
（発行方法等）
第4条 北海道教育委員会規則等の公布等に関する教育委員会規則（以下「公布等規則」という。）第6条第1項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に定めるものは、道の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。
- 2 公布等規則第6条第1項の不特定多数の者が教育委員会公報に掲載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって別に定めるものは、前項に規定する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法とする。
第5条中「に備え置き」を「において」に改める。
第6条を削り、第7条を第6条とする。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第1号

庁 中 一 般

北海道教育委員会公報発行取扱手続の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成26年3月18日

北海道教育委員会教育長 立 川 宏

北海道教育委員会公報発行取扱手続の一部を改正する教育長訓令

北海道教育委員会公報発行取扱手続（昭和26年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「が原稿を作成し」を「は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により原稿を作成し」に改め、「10日」を「7日」に改める。

第7条を削る。

第6条中「印刷の」を削り、「主務課が」を「主務課においてはその旨総務政策局総務課に報告するものとし、総務政策局総務課においては」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「附録」を「付録」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「仮印刷の」を削り、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（発行手続）

第3条 総務政策局総務課は、主務課から原稿の送付を受けたときは、事項別に編集し、発行の手続を執らなければならない。

附 則

- 1 この教育長訓令は、平成26年3月18日から施行する。
- 2 この教育長訓令による改正後の北海道教育委員会公報発行取扱手続の規定は、平成26年4月1日以後に発行する教育委員会公報に係る取扱いから適用し、同日前に発行する教育委員会公報に係る取扱いについては、なお従前の例による。

告 示

北海道教育委員会告示第9号

北海道教育委員会公報有償頒布規程を廃止する教育委員会告示を次のように定める。

平成26年 3月18日

北海道教育委員会委員長 鷹野 正義

北海道教育委員会公報有償頒布規程を廃止する教育委員会告示

北海道教育委員会公報有償頒布規程（昭和44年北海道教育委員会告示第65号）は、廃止する。

附 則

この教育委員会告示は、平成26年 3月31日から施行する。

北海道教育委員会告示第10号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条の規定により、失効した。

平成26年 3月18日

北海道教育委員会委員長 鷹野 正義

氏 名	西山 順一朗		本 籍 地	兵 庫 県	
免許状の種類 (教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者		
中学校教諭1種免許状 (国 語)	平9中1第244号	平成10年3月23日	山梨県教育委員会		
高等学校教諭1種免許状 (国 語)	平9高1第369号				
失 効 年 月 日	平成26年2月12日				
失 効 の 事 由	教育職員免許法第10条第1項第2号				
氏 名	鈴木 洋一		本 籍 地	北 海 道	
免許状の種類 (教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者		
小学校教諭1種免許状	昭52小1普第523号	昭和52年3月15日	北海道教育委員会		
小学校教諭専修免許状	平17小専修第0009号	平成17年6月24日			
中学校教諭2種免許状 (社 会)	昭52中2普第617号	昭和52年3月15日			
特別支援学校教諭1種免許状 (知的障害・肢体不自由・病弱者)	昭52養1普第11号				
失 効 年 月 日	平成26年2月20日				
失 効 の 事 由	教育職員免許法第10条第1項第1号				

北海道教育委員会告示第11号

平成27年度の北海道立高等学校の入学者選抜の学力検査日、推薦入学面接日及び合格発表日は、次のとおりとする。

平成26年 3月18日

北海道教育委員会委員長 鷹野 正義

- 1 学 力 検 査 日 平成27年 3月4日 (水)
- 2 推 薦 入 学 面 接 日 平成27年 2月12日 (木)
- 3 合 格 発 表 日 平成27年 3月17日 (火)

北海道教育委員会告示第12号

平成27年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日は、平成27年 1月10日 (土曜日)とする。

平成26年 3月18日

北海道教育委員会委員長 鷹野 正義

